

平成27年第4回(12月)三郷町議会
定例会・会議録(第2号)

招 集 年 月 日	平成27年12月11日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成27年12月11日	午後2時59分宣告(第2日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 高岡 進 13番 伊藤 勇二	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 深木 健宏 12番 下村 修
欠 席 議 員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之

平成 27 年 第 4 回 (1 2 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 27 年 1 2 月 1 1 日
午 後 2 時 5 9 分 開 議

日 程

- 第 1 委員長報告
- 第 2 承認第 8 号 三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について
- 第 3 承認第 9 号 三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の専決処分について
- 第 4 議案第 5 6 号 平成 27 年度三郷町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 5 議案第 5 7 号 平成 27 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議案第 5 8 号 平成 27 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 5 9 号 平成 27 年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 8 議案第 6 0 号 三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 6 1 号 三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 6 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 6 3 号 三郷町税条例等の一部改正について
- 第 1 2 議案第 6 4 号 三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 6 5 号 斑鳩町道路線の認定の承諾について
- 第 1 4 議案第 6 6 号 三郷町営火葬場の指定管理者の指定について
- 第 1 5 議案第 6 7 号 三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について
- 第 1 6 議案第 6 8 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について
- 第 1 7 議案第 6 9 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について
- 第 1 8 発議第 5 号 「 T P P 大筋合意 」 に強く抗議し、撤回を求める意見書
- 第 1 9 発議第 6 号 地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書
- 第 2 0 発議第 7 号 「 国際平和支援法 」 と 「 平和安全法制整備法 」 の廃止を求め

る意見書

第 2 1 請願第 1 号 水道料金の引き下げを求める請願書

第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議 午後 2 時 5 9 分

〔開議宣告〕

議長（伊藤勇二） 皆さん、こんにちは。

地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

議長（伊藤勇二） 日程第 1、委員長報告を行います。

去る 4 日の本会議におきまして、各委員会に付託しました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 山田勝男委員長。

委員長（山田勝男）（登壇） 総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 1 2 月 4 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は 1 2 月 7 日に委員会を開会し、付託されました承認案件 1 件、議決案件 1 1 件、議員発議 3 件、報告事項 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「承認第 8 号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「議案第 5 6 号、平成 2 7 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）」、歳入関連部分、歳出（款）2．総務費（（項）3．戸籍住民基本台帳費を除く）、（款）4．衛生費、（款）7．土木費、「議案第 5 7 号、平成 2 7 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第 6 0 号、三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、「議案第 6 1 号、三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」、「議案第 6 2 号、職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部改正について」、「議案第63号、三郷町税条例等の一部改正について」、「議案第65号、斑鳩町道路線の認定の承諾について」、「議案第66号、三郷町営火葬場の指定管理者の指定について」、「議案第67号、三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について」、「議案第68号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」、「議案第69号、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「発議第5号、『TPP大筋合意』に強く抗議し、撤回を求める意見書」、「発議第6号、地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書」につきましては、いずれも一部反対がありましたので、採決の結果、賛成少数をもちまして、原案は否決することに決しました。

また、「発議第7号、『国際平和支援法』と『平和安全法制整備法』の廃止を求める意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第11号、訴えの提起についての専決処分の報告について」は、報告を受けました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告といたします。

平成27年12月11日

総務建設常任委員会

委員長 山田勝男

〔文教厚生常任委員会〕

議長（伊藤勇二） 文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 高岡 進委員長。

委員長（高岡 進）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は12月9日に委員会を開会し、付託されました承認案件1件、議決案件3件、報告事項1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「承認第9号、三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の

専決処分について」は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「議案第56号、平成27年度三郷町一般会計補正予算(第3号)」、歳入関連部分、歳出(款)2.総務費、(項)3.戸籍住民基本台帳費、(款)3.民生費、(款)9.教育費、「議案第59号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第64号、三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について」も全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「報告第12号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」、報告を受けました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告といたします。

平成27年12月11日

文教厚生常任委員会

委員長 高岡 進

〔上下水道特別委員会〕

議長(伊藤勇二) 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 深木健宏委員長。

委員長(深木健宏)(登壇) 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る12月4日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案等の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は12月8日に委員会を開会し、付託されました議決案件1件、請願1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第58号、平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「請願第1号、水道料金の引き下げを求める請願書」につきましては、全会一致をもちまして、採択することに決しました。

以上が付託を受けました議案等の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。委員会の報告といたします。

平成 27 年 12 月 11 日

上下水道特別委員会

委員長 深木健宏

〔少数意見の報告〕

議長（伊藤勇二） 次に、少数意見の報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

2 番、久保安正議員。

2 番（久保安正）（登壇） 委員会において少数となった議案について、意見を述べます。

まず、「発議第 5 号、『TPP 大筋合意』に強く抗議し、撤回を求める意見書」についてです。

三郷町議会は、政府の TPP 交渉への参加について、2 回にわたり交渉に参加しないことを求める意見書を全会一致で採択してきたのですが、この TPP 大筋合意を受けての意見書については、反対の意見がありました。幾つかの反対する理由を述べて、そのあとで、私たちは自民党なので、TPP 大筋合意については議論するのではなく、一日も早く認めるべきと思うという意見でした。

議員の皆さんにも先日、資料としてお配りしましたが、TPP 大筋合意の国内農業への深刻な影響について、農業関係者である JA 石川県中央会の専務理事の東 英一氏は次のように述べております。

私たちは TPP 交渉において国会決議を遵守しろと求めてきました。大筋合意は、重要 5 項目、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とするとした国会決議を守ったとは言えないと思います。今回の合意で、アメリカ 7 万トンと、オーストラリア 8,400 トンの新たな米の輸入枠がつけられました。今までの WTO、世界貿易機関 77 万トンの輸入でも多過ぎて、米価、米の値段を下げる傾向にあります。需要が減少する中、本来、これを減らす議論をしないといけないのに、さらにふやすのですから、米価下落の可能性が強まることに危機感を持ちます。昨年のように完全に採算ラインを割ってしまった米価が続くようでは、農家は米づくりを続けられません。

大筋合意の牛肉や豚肉の関税大幅削減、撤廃については、畜産農家にかなり大きな打撃が予想されます。牛肉などの価格がどれだけ下がるのか予測できません。

ただでさえ畜産農家は、経営が厳しくなり、減っています。今、必死に頑張っている畜産農家の足を引っ張ることを懸念します。

政府は、攻めの農業と言います。当然、私たちも努力しますが、日本とオーストラリアやアメリカとは生産規模を初め条件が大きく違います。政府の政策的な援助がなくては、日本の農業に勝ち目はありません。農業にばかり税金をつぎ込んでいると批判する人がいますが、ヨーロッパの諸国などでは、国民の最低限の食料を守るという理解が広がっていることもあり、日本以上に税金を使って農業を育成しています。政府の農業政策は、トップランナーの一部の農家に焦点を当てているようです。むしろ、日本の農業を支えている平均的な農家の意見をよく聞き、状況をよく見て、農業政策をつくってほしいです。

日本の農業は、ＴＰＰがなくても大変厳しい状況です。若い農業者の方が将来に希望が持てる農業になってほしい。地球規模で言えば、人口がふえていますから、近い将来に食糧危機の可能性もあります。そのときに、国民が決して飢えないような農業、治水を初め防災機能など多面的な農業の役割を考えて、国民的な合意をつくっていくことが必要だと思います。

これがＪＡ石川県中央会の専務理事の東 英一さんのＴＰＰ大筋合意についてのコメントであります。

ＴＰＰは、このような農業への影響だけではなく、国民の命や暮らしにかかわる制度も非関税障壁として扱います。政府は、医療や食の安全などの制度で変更はないと主張しています。しかし、食品添加物の認可拡大や国家主権を侵害する投資家対国家紛争解決、ＩＳＤＳ条項なども盛り込まれております。さらに、ＴＰＰ条文案には、発効から７年以降に関税などの日本の約束について協議することなど、協議追加的な交渉が定められております。今回の大筋合意にとどまらず、ＴＰＰの原則である関税ゼロ、非関税障壁除去へのルールが敷かれているのであります。

議員の皆さん、大筋合意でＴＰＰが決着したわけではありません。発効までには正式文書の作成から、内閣による署名、各国の批准が必要になります。三郷町議会として筋を通して、ぶれないで、三たび政府に対してＴＰＰから撤退することを求めるべきです。

次に、「発議第６号、地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書」についてです。

この意見書について、新基地は、中国や北朝鮮のこともあり、沖縄の辺野古になる。気の毒かもしれないが、基地で働いている人が相当いる。日米安全保障体制から沖縄の人にもある程度得心をしてもらって、辺野古につくることになった。迷惑をかけるが、沖縄振興の施策もあって、受け入れてもらいたい。よって、意見書には賛成できない。こういう意見が委員会でありました。

挙げられた理由のうち、基地で働いている人が相当いるということについては、委員会で12月2日に開かれた辺野古代執行訴訟の第1回口頭弁論での翁長沖縄県知事の冒頭意見陳述を紹介させてもらいました。ここでは、新基地は、中国や北朝鮮のこともあり、沖縄の辺野古になるという意見、いわゆる抑止力について、代執行訴訟に提出した翁長沖縄県知事の陳述書を紹介させていただきます。

沖縄県と国とが新基地建設について、国が工事を中止して、8月10日から9月9日まで、5回にわたって集中協議が行われましたことは、皆さんご承知のことだと思えます。この集中協議について、翁長知事は、このように述べております。

集中協議では、ある意味で溝が埋まるようなものが全くない状況でございました。協議の中でも、私どものいろいろな思いをお話しさせていただきましたが、一つ議論が少しできたのは、防衛大臣との抑止力の問題だけで、それ以外は、総理や閣僚側から意見、反論はありませんでした。

その抑止力の問題についてですが、一つには、沖縄1点に米軍基地を過度に集中させている現状にあります。このことは、他国からすれば、日本全体で安全保障を守るという気概が見えず、日本の安全保障と抑止力の観点から深刻な問題であると考えています。

また、防衛省は、海兵隊が沖縄に駐留する必要性として、海兵隊の機動性、即応性、一体性を挙げて説明します。しかし、海兵隊は、今でも各国の基地にローテーション配備されている状況にあります。防衛省が主張する機動性等は、逆に、沖縄以外での配備が十分に可能であることを示すものであり、沖縄に配備し続ける理由たり得ないのです。

このほかにも、海兵隊は、西日本にあれば足りるとする森本元防衛大臣の発言や、海兵隊の分散配備を可能とする中谷防衛大臣の過去の発言など、沖縄に置き続けなければならないことを否定するような話は、政府高官からも出ているのです。

抑止力と関連しまして、中国の脅威でありますけれども、中谷防衛大臣からは、中国軍機によるスクランブルや尖閣への領海侵犯の説明とともに、宮古にも石垣にも与那国にも自衛隊基地を置く必要があるとの話がありました。私が申し上げたのは、それでは、私たちが27年間米軍の施政権下にあったときのソビエトとの冷戦構造時代は、今の時代よりは平和だったのでしょかと。その過去と比べて、いわゆる今の中国の脅威というものは、あの冷戦構造時代よりももっと脅威になっているのかどうか。日本政府は、積極的平和主義ということで、オバマ大統領と協定を結び、これから中東も視野に入れて、沖縄の基地を使うと言っているのです。沖縄は、冷戦構造のときには、自由主義社会を守るという理由で基地が置かれ、今度は中国を相手に、さらには中東までも視野に入れて、沖縄に基地を置き続けるということになります。これは、まるで私たちの沖縄というのは、ただ、ただ、世界の平和のためにいつまでも膨大な基地を預かって、未来永劫我慢しろということを強要されているのに等しいことです。沖縄県民も日本人であり、同じ日本人として、このような差別的な取り扱いを決して容認できるはずありません。

それから、ジョセフ・ナイ氏やマイク望月氏といった高名な研究者が、沖縄はもう中国に近過ぎて、中国の弾道ミサイルに耐えられない、こういう固定的な要塞的な抑止力というのは、大変脆弱性があるというような話もされております。また、アメリカの有力シンクタンクの最新の研究でも、沖縄の米軍基地の脆弱性が指摘されています。抑止力からすれば、もっと分散して配備することが理にかなっているのです。中国のミサイルへの脅威に本当に沖縄の基地を強化して対応できるのか、これが私からすると大疑問であります。なおかつオスプレイは、これは辺野古基地に配備されるわけですけども、新基地に配備されるオスプレイは、運輸、輸送するための航空機であることを考えると、抑止力になるということはずまずあり得ないというのが私の考えです。

以上、長くなりましたけども、これが翁長知事の中谷防衛大臣との集中協議の中で抑止力について述べた見解であります。ほかにもいろいろ理由が挙げられましたけども、とりあえずこの抑止力についてだけ紹介させていただきました。

議員の皆さんにここで改めて申し上げたいことがあります。政府による辺野古の新基地建設の押しつけは、強権を振りかざした極めて深刻な地方自治の侵害だということであり、名護市民を三郷町民に、沖縄県民を奈良県民に置きかえ

て考えてみて、今、沖縄で行われていることを私たちは許していいのでしょうか。
そこが問われているのだと私は思います。

以上、少数意見です。

議長（伊藤勇二） 以上で、各委員会の審査の結果の報告を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

議長（伊藤勇二） それでは、これより順次、質疑・討論・採決を行います。

日程第2、「承認第8号、三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第3、「承認第9号、三郷町保育の必要性の認定に関する条例の一部改正の専決処分について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤勇二） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第4、「議案第56号、平成27年度三郷町一般会計補正予算（第3号）」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、各委員長の報告は可

決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、「議案第57号、平成27年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、「議案第58号、平成27年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、「議案第59号、平成27年度三郷町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり

可決されました。

日程第 8、「議案第 60 号、三郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、「議案第 61 号、三郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10、「議案第 62 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 11、「議案第 63 号、三郷町税条例等の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第64号、三郷町放課後児童クラブ条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 高岡 進委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第65号、斑鳩町道路線の認定の承諾について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第66号、三郷町営火葬場の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入ります。

地方自治法第117条の規定により、除斥に該当すると認められますので、下村 修議員の退場を求めます。

(下村議員退場)

議長(伊藤勇二) 質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

下村 修議員の入場を求めます。

(下村議員入場)

議長(伊藤勇二) 日程第15、「議案第67号、三郷町農業公園信貴山のどか村の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第68号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第69号、山辺・県北西部広域環境衛生組合の設立について」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「発議第5号、『TPP大筋合意』に強く抗議し、撤回を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) ありがとうございます。

可否同数です。したがって、議長裁決とします。議長は反対であります。よって、本案は否決されました。

日程第19、「発議第6号、地方自治の尊重と辺野古新基地建設の断念を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。本案は原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 可否同数です。したがって、議長裁決とします。議長は反対であります。よって、本案は否決されました。

日程第20、「発議第7号、『国際平和支援法』と『平和安全法制整備法』の廃止を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤勇二) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、「請願第1号、水道料金の引き下げを求める請願書」を議題とし、質疑に入ります。

————質疑を終結し、討論に入ります。

————討論を終結し、採決します。

この請願に対する上下水道特別委員会 深木健宏委員長の報告は採択であります。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、この請願は、委員長の報告のとおり採択されました。

[閉会中の継続調査]

議長(伊藤勇二) 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤勇二) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

[町長閉会の挨拶]

議長(伊藤勇二) それでは、町長から閉会のご挨拶がございます。森町長。

町長(森 宏範)(登壇) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る4日から本日までの8日間にわたり、提出いたしました案件につきまして、慎重審議の上、承認、可決賜り、まことにありがとうございました。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後

の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。

さて、今年を振り返ってみますと、本町にとりまして、長年の懸案事項でありました勢野北地区と美松ヶ丘地区を結ぶ新たな道路が開通し、新学校給食センターも開業することができましたのも、議員各位を初め、関係各位に賜りました多大なご協力とご支援によるものと、改めて心から感謝申し上げる次第でございます。今後も本町の将来をしっかりと見据えた上で、住んでよかった、また、住んでみたいと言っていただけの輝きと安らぎのあるまちづくりを目指し、さまざまな事業を進めてまいりますので、どうかご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年の夏には台風18号から変わった低気圧の影響による大雨により、栃木県や茨城県で鬼怒川などの河川が氾濫し、特別警報が発令されました。これを受け、本町でも大和川を目前にすることから、特に被害が大きかった常総市に職員を派遣いたしまして、被災現場や避難所の視察を行い、災害時におけるさまざまな課題を認識したところでございます。幸いにして、本町では大きな災害の発生はございませんでしたが、改めまして、常日ごろから防災体制の整備と確認を徹底してまいりたいと考えるものでございます。

また、明るいニュースとしましては、今年も2人の日本人研究者がノーベル賞の物理学賞、生理学・医学賞をそれぞれ受賞されました。また、イギリスで開催されましたラグビーワールドカップでの日本代表の華々しい活躍は、いまだ皆様の記憶にも新しいところではないでしょうか。いずれも夢と希望にあふれるニュースでありました。

また、今月から、昨年まで近鉄信貴山下駅前とJR三郷駅前に加えまして、多聞橋におきましても、産官学地域活性化連絡協議会の事業としてイルミネーションを点灯しております。仕事や学校からの帰途、車窓から川面に浮かび上がる幻想的な光景が一日の癒やしになればと願いつつ、来年も工夫を凝らしながら、町制50周年事業を初め、住民の皆様との協働によりまして、本町の活性化並びにさらなる飛躍につなげていきたいと考えるものでございます。

早いもので、今年も余すところあと2週間余りとなりました。議員各位におかれましては、お体にはくれぐれもご留意いただき、ご活躍くださいますことをお祈り申し上げますとともに、新しい年がすばらしい年となりますことを祈念いたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔 閉 会 〕

議長（伊藤勇二） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって平成27年第4回三郷町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会

午後 3時44分